

工藝、建築、〔図画〕師範の六に分ち、更に彫刻科を塑造、木彫の二部に、工藝科を圖案、彫金、鍛金、鑄金、漆工の五部に分つてゐる。修業年限は師範科は三年、其他は何れも豫科一年、本科四年合計五年である。入學資格は豫科は中學四年修業の、師範科は同卒業の程度であるが、何れも實技を中心とすることゆゑ入學試験に於ける其程度は非常に高く競争も亦激甚である。それ故單に器用で繪が上手だから受験して見ようなどといふ生温いことでは到底入學は覺束ない。

試に文部省の職員録を裏表紙から逆に繰つて行くと、すぐに本校の職員名簿を見出す、直轄學校中特殊の地位を占めるものとして此の如く殿に近く置かれてゐる本校の教官が又他校では見られぬ特別な顔振を示してゐるのは愉快である。即ち實技擔當教授の大部分は我邦現代美術界に於ける第一流の大家で之を補佐する助教授講師には新進中堅の作家を以てしてゐる。此等の教官に依つて日々指導を受けてゐる生徒の技能にも亦見るべきものあるを疑はない。然し私は就任以來、年來の持論たる在學中は基礎教育を施すべきであるとの主張の下に、成績展覽會を除くの外、公私の展覽會への出品は全然これを禁止することとし、全教官と協力して其方針の徹底に勉めた。其結果現在では、生徒もよく其趣旨を諒解して徒に功を急ぐことなく學業に技能に孜孜として實力の養成に力を盡し堅實な道を進むに至つたことは誠に欣快に思ふところである。本校の特色は擧げて數ふるに堪へない程であるが限られた紙數では到底其一端をも記し得ないのは遺憾である。依つたと現況の紹介に止めて置く。

② 臨時版画研究室（教室）開設

昭和十年五月、臨時版画研究室が開設された。『東京美術學校一覽（昭和十一年）』所載「沿革略」には「昭和十年 五月 臨時版画教室規程ヲ設ケ日本畫科、油畫科、彫刻科、工藝科圖案部及圖畫師範科各三學年以上ノ生徒中實技成績優秀ニシテ其ノ科ノ推薦ニ係ル者及前項以外ノ科部ニ屬スル生徒ニシテ特ニ許可セラレタル者ニ限り兼習シ得ルコトセリ」と記されている。開設の経緯に関する資料として次の文書が現存する。

申請書

本校版画研究室新設ノ爲左記ノ通り、補助金御交付相成度別紙趣旨並ニ經費概算書相添へ此段申請仕候也

記

一金九千圓也 版画研究室設置補助金

内譯

金參千圓也 設備費

金六千圓也 經常費

年額金貳千圓宛三箇年間繼續

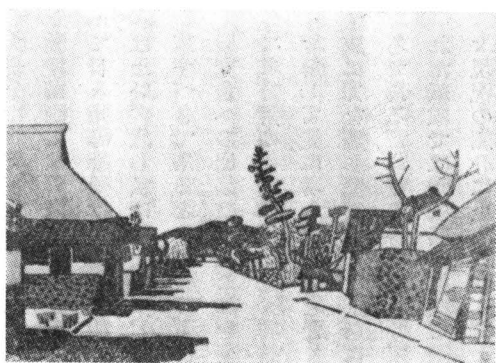
昭和十年四月八日

東京美術學校長和田英作

雨潤會理事長 伯爵陸奥廣吉殿

版画研究室設置ニ関スル趣旨

版画ハ其ノ技術的の工程ヨリ生ズル固有ノ表現効果ヲ以テ、他ノ手



平塚運一作 安土風景
 (『校友会会報』第7号より転載)



水船六洲作 向日葵 (同)



沈享求作 校内風景 (同)

法ニ依リテ成シ能ハザル特殊ノ藝術的價值ヲ有シ、美術ノ一分科トシテ重要ナル領域ヲ占メタリ。其ノ技術ハモト繪畫複製ノ手段ナリト雖モ、聽テハ其ノ効果ヲ利用セル獨立ノ美術製作トシテ行ハレ、泰西畫壇ノ名匠ニシテ屢々指ヲ斯技ニ染メ珠玉ノ作品ヲ今日ニ傳フルモノ尠カラズ。近クハ我が錦繪版畫ノ藝術的香氣ノ故ヲ以テ廣ク世界ニ喧傳シ、日本美術ノ特技トシテ賞鑑セララル等敢テ縷説ヲ須ヒザル所ナリ。

晩近科學的製版印刷術ノ發達ニ伴ヒ繪畫複製ノ用トシテハ全ク之ニ途ヲ譲リ、中古以來ノ諸種ノ版畫技法ハ藝術的創作ノミヲ目的トシテ行ハレ、時代ノ進展ト共ニ更ニ新ナル發展ニ向フベキ氣運ニアリト雖、他方其ノ技術ニハ特殊ノ習熟ヲ必要トシ且ツ其ノ効

果ハ一般繪畫ノ自由暢達ナル領域ニ比シ、寧ロ簡素小規模ナル趣致ヲ旨トスルノ故ヲ以テ、現代ノ時流ニ於テハ比較的閑却セラレ易ク、一部特志ナル研究者ノ間ニ於テ試ミラルルノ程度ニアリ。特ニ我が美術ノ誇トスル日本木版畫ノ精技ニ至リテハ、其ノ技法ヲ嗣グモノ寡ク或ハ近ク其ノ衰滅ヲ見ルノ惧ナシトセズ之ヲ保護奨勵シ、在来ノ技術ノ傳統ヲ傳ヘテ、一ニハ本邦木版畫法ノ存續ト其ノ新ナル發展ニ資シ、他方西邦ニ於テ發達練磨セラレタル技法ヲ傳ヘテ現代ニ於ケル美術製作上之新ナル分野ヲ拓ク等版畫ニ就キテ其ノ發達改善ノ途ヲ講ズルコトハ現代美術教育上ノ急務ニシテ、之ガ爲ニハ版畫ニ関スル技法ノ正則ナル傳習機關ノ設置ヲ以テ、其ノ基礎的要件トナスコト言ヲ俟タザル所ナリトス。本校ニ於テ之ガ施設ヲ行フハ最モ時宜ニ適シタルモノト言フベク、豫テ

其ノ必要ヲ認メ版畫科ノ設置ヲ計畫シ其ノ實現ニ努ムル所アリト雖モ經費等ノ都合ニ依リ未ダ實施ニ至ラザルヲ遺憾トセリ。

故ニ現在ニ於テハ上述ノ趣旨ヲ最モ簡易ニ實現シ得ル方法トシテ、校内ニ版畫研究室ヲ設置シ以テ本校各科生徒ノ實習指導ノ機関タラシメンコトヲ計畫ス。其ノ概要ハ別紙經費概算書ノ如ク、當初ニ於テ研究室ノ設備ヲ完了シ、毎年ノ經常費ヲ以テ、適當ナル専門ノ技術家ヲ依嘱シテ指導ニ當ラシメ、別ニ專任助手一名ヲ置キテ研究室ノ事務ヲ整理セシメントス。版畫ノ技法ハ多岐ニ互ルモノアリト雖モ、就中現代美術界ノ情勢ニ鑑ミテ最モ必要且ツ適切ト認ムル日本版畫法、並ニ西洋版畫中普遍的ニシテ且ツ價値高キエッチング法ノ二種ヲ選ビテ實施シ、之ガ研究ヲナサシメントスルニアリ

之ガ爲ニ別紙申請書ノ通り、補助金ノ交付ヲ受クルトキハ直ニ其ノ施設ヲナシ、向後三箇年間之ガ維持經營ニ充ツベキヲ以テ、其ノ成果ハ將來ニ於ケル版畫科開設ノ基礎ヲ確立シ引續キテ其ノ趣旨ヲ貫徹スル端緒ヲ開クノミナラズ假令期間後直チニ之ガ實現ヲ見ザルコトアリトスルモ尚三箇年間ニ互ル本計畫實施ノ成績ハ我が美術教育上裨益スル所多大ナルベク單リ本校ガ欣幸トナスニ止ラザルヲ信ジテ疑ハザルナリ

版畫研究室經費概算書

一金參千圓也 設備費

金壹千圓也 日本木版ノ部

品名	数量	單價	金額	備考
彫り道具	三組	三〇〇〇	九〇〇〇	
スミ板	一〇枚	二〇〇〇	二〇〇〇	
色板	二〇枚	二〇〇〇	四〇〇〇	
摺台及前箱	三組	五〇〇〇	一五〇〇	
刷毛	三組	二〇〇〇	六〇〇〇	
パレン	一〇個	二〇〇	二〇〇〇	
スミ繪具一式	一個	三〇〇	三〇〇	
紙奉書	各五〇〇枚	五〇〇	五〇〇〇	
砥石	五個	七〇〇	三五〇〇	
ヤスリ	一二	五〇〇	五〇〇〇	
膠鍋	一	三〇〇	三〇〇	
定規	五	五〇〇	二五〇〇	
錐	一八	一五〇	二七〇〇	
操子及附属刃物	七	一〇〇	七〇〇	
釘打	二	五〇〇	一〇〇〇	
釘縮	二	二五〇	五〇〇	
鋸廻	四	二五〇	一〇〇〇	
斧	一	一〇〇	一〇〇	
鉈	二	三〇〇	六〇〇	
墨壺	二	三〇〇	六〇〇	
均台	一	五〇〇	五〇〇	

品名	数量	単価	金額	備考
鋸	一	六〇〇〇	六六〇〇	
ペンチ	二	五〇〇	一〇〇〇	
鉋	一	二〇〇	二〇〇〇	
ノミ	一	二〇〇	二〇〇〇	
細工機	一〇	一〇〇	一〇〇〇	
教卓	一	一五〇〇	一五〇〇	
曲尺	一	四〇〇	四〇〇	
筋野引	六	九〇〇	五四〇〇	
小口台	三	一五〇	四五〇	
槌	九	二〇〇	一八〇〇	
戸棚	七	二八〇	一九六〇	
畳敷室内修理	二	一〇〇	二〇〇	
合計	一	二四九〇	二四九〇	

金式千圓也 エッチングノ部

品名	数量	単価	金額	備考
プレス大	二	三〇〇〇	六〇〇〇	ハンドワイ
同上小	二	一〇〇〇	二〇〇〇	ス、艶篋、グ
ヒータ	一	一五〇〇	一五〇〇	ラト、ダイヤル
エッチング用具	二	一〇〇	二〇〇	針、ダイヤモ
流シ場バス付	一	三〇〇	三〇〇	ンド、ポイン
椅子	五	五〇〇	二五〇〇	ト、銅、亜鉛
機	五	五〇〇	二五〇〇	板、ニス、酸
板、インク、練	五	五〇〇	二五〇〇	用粉、ダット
板、インク、練	五	五〇〇	二五〇〇	アクワチント
刷毛等、金敷	二	一〇〇	二〇〇	板、ニス、酸

品名	数量	単価	金額	備考
戸棚	二	六〇〇〇	一二〇〇〇	
ドラフト設備	一	二〇〇	二〇〇	
室内設備	一	四二五〇	四二五〇	
合計	一	二〇〇〇	二〇〇〇	

一金貳千圓也 經常費
金壹千貳百圓也 日本木版ノ部

品名	数量	単価	金額	備考
彫師	一人	六〇〇〇	七二〇〇	
摺師	一人	三〇〇〇	三六〇〇	
スミ板、色板、繪具等	一式	一〇〇〇	一〇〇〇	
合計	一	一〇〇〇	一〇〇〇	

金八百圓也 エッチングノ部

品名	数量	単価	金額	備考
助手	一人	四〇〇〇	四八〇〇	
銅板、薬品、繪具、紙等	一式	三二〇〇	三二〇〇	
合計	一	八〇〇〇	八〇〇〇	

〔特殊文書掛務〕

文部省へ届案〔昭和十年五月六日発送〕本校奨學費寄付金トシテ雨潤會代表伯爵陸奥廣吉ヨリ左記金員ノ寄付有之受領致候間此

段及御届候也

年月日

學校名

文部省御中

記

昭和十年四月九日寄付

同年同月二十六日受領

一金九千圓也

内金五千圓ハ四月二十六日受領殘金四千圓ハ昭和十一年度及十

二年度ニ各二千圓宛寄付ノコト

指定用途

版畫研究費ニ使用スルコト 但シ内金參千圓ハ版畫研究室設備

費ニ充當シ殘金ハ研究費ニ充當スルコト

寄付人

本籍 神奈川県鎌倉郡鎌倉町亂橋材木座一一三三

現住所 同上

雨潤會代表 從二位勲三等伯爵陸奥廣吉

〔自昭和六年
至同 金品寄付ニ関スル書類並掛〕

研究室の指導者としては、同年四月三十日付で本校教授田辺至が同研究室主任およびエッチング部指導担当を、同助教教授（同十一年一月教授）松田義之が同じくエッチング部指導担当を命ぜられ、木版部指導担当者には新たに平塚運一が囑託として起用された。田辺至が特に版画について関心が深く、フランス留学中も版画に研究の重点を置いたことは既述（出頁）のとおりである。松田義之は版画師

範科の「手工」指導の傍ら、エッチング技法の研究を続け、昭和五年の第十二回帝展以降三回続けて版画を出品。『美術教育と版画指導』（昭和五年、伊藤書房）の著もあった。

新規採用の平塚運一は明治二十八年十一月十七日に島根県松江市に生まれ、同四十二年同県立商業学校に入学したが、同四十五年退学して作画に専念。大正四年本郷洋画研究所に学び、その後石井柏亭、梅原龍三郎の指導を受け、二科展へ油画、水彩画、版画を出品した。同五年には伊上凡骨に木版画の技術を学んだ。同十三年以降は日本農民美術研究所講師、国画会々員、国際美術展覧会審査員、聖徳太子奉讃会美術展覧会委員などをつとめ、また、昭和初年頃より国内、朝鮮各地に開催された版画講習会で指導した。同十年現在、日本版画協会常任理事として活躍中であつた（昭和十年職員関係書類並掛による）。近年発行の平塚運一著『版画の国日本』（平成五年、阿部出版）にはその版画家としての足跡が詳しく記されているが、「東京美術学校版画教室の創立」中の一部を左に転載する。

版画教室の開設

この「版画の国」日本の、官立の学校に「版画科のないこと」を私は自分のことのように嘆いて「日本の恥辱ではないか」と、大正の初め頃から叫び通してきたものである。私が代々木上原に住んでいた頃の話は既に述べているが、私の家から眼と鼻の近くに住んでいた木村碧攸〔本名鑛吉〕さんと親しくなり、幸いにも、私の蒐集している江戸初期の絵入古版本や仏教版画について、いろいろ教えて頂いたのである。東京美術学校の日本画科を

卒業（明治三十八年）なざっていたから、私にとっては得難い先生であった。そして若い頃に求められた粉本の中に、鎌倉時代の「蛮絵」ふた裂があつてそのひと裂を頂戴したのであるが、これは私の収集の中で重要な逸品である。長いこと私の念願である官立、つまり東京美術学校に版画科を新設することに氏はもちろん大賛成であつて、陸奥宗光伯爵主宰の「雨潤会」の美術部の担当者であつた氏は早速陸奥伯爵と相談され、その雨潤会の寄付によつて東京美術学校に版画教室を開くことが決定したのである。

とんとん拍子に話がまとまつたのは陸奥伯爵と木村家とが縁家のつながりがあつたことと、当時の美術学校の和田英作校長と陸奥伯爵とがご昵懇の間柄であつたからでもあつた。そして寄付される時の第一の条件は「平塚運一に木版画を担当させる」ということであつた。開講は昭和十年六月十七日であり、その規程は次のごとく随分厳しかった（「中略。後出参照」）。

以上のような組織によつて、上記のごとく開講したが、選択科目であつたから洋画部が圧倒的に多く図案科、師範科、日本画科、建築科、彫刻科、漆工科、彫金科、鍍金科の順であつた。この教室の主任は田辺至であつて、助手の佐々木孔は洋画部の研究科を出ていた（昭和九年油画科卒。同十一年四月〜同十九年四月臨時版画教室教務嘱託）。教室の事務的な面とともに良き指導者であつた。つまり凹版も木版もその奥義を極めていたからである。そしてまた生徒たちの先輩なのだからまたとない相談相手でもあつて、みんなからとても慕われていた。

なお、同書に附載の松山龍雄著「平塚運一・木版画百年」には、「この版画教室の受講者には香月泰男、水船六州、北岡文雄、戦争中に早逝した加藤太郎と杉原正巳、銅版画部には浜田知明、駒井哲郎らが出た。だが、次第に戦時色が強まる中、この版画教室は昭和十九年には閉鎖されてしまふ。」と記されている。平塚は本書の中で「版画教室」と記しているが、正しくは「臨時版画研究室」（のちに「臨時版画教室」と改称）であり、昭和十九年、学徒動員で受講者も無くなり、材料も入手できなくなつて廃止されるまで、専ら雨潤会の援助で存続したものであつて、遂に「臨時」の二字が削除されることはなかつた。

それはさておき、同研究室ないし教室が開設された当初は大変活気に満ちていたらしく、校友会月報の「版画教室便り」（732頁）にもそうした空気が感じられる。教師も教室で教えるだけでなく、例えば平塚は校友会会報第六号に「版画としての朝鮮本の挿絵」、同第八号に「丹緑本と私」を、また、田辺も同第七号に「ゴヤ」と題してロイ・デルティル著の版画家としてのゴヤの略伝を翻訳して寄稿するなど、意欲を示している。学校当局もこれを契機に版画教室を制度上恒久的なものとして確立しようとし、本年度より年報の「将来施設上重要ト認ムル件」の項に「版画教室設置ノ件」を掲げて要請を始めた。しかし、文部省の認可は得られなかつた。

同教室の約九年間に互る活動の概要は「特殊文書綴綴務」に記録されている。抜粋して左に転載する。

臨時版画教室授業経過ノ概況報告ノ件

〔案。昭和十一年二月二十六日雨潤会代表陸奥広吉、木村鉦吉宛發送〕

〔中略〕

臨時版畫教室授業經過報告

一、昭和十年五月臨時版畫教室開設

一、實技擔任者任命

エツチング部 教授 田邊 至
同 教授 松田 義之
木版畫部 囑託 平塚 運一

一、別項規定ニヨリ詮考ノ上兼修者ヲ決定セリ

エツチング部 名 二十名

木版畫部 名 二十八名

一、六月十七日ヨリ開講ス、授業時數、一週(二日)八時間

一、第一學期講目

エツチング部 エツチング概説及ビ鑑賞

木版畫部 木版畫ノ概説及ビ鑑賞

一、第二學期、第三學期實習

エツチング部 1 腐蝕銅版

2 ドライポイント

3 アツクワチント及ビ色エツチング

木版畫部 日本木版

1 單色版畫ノ彫習

2 色摺版畫ノ彫習

西洋木版

木口版畫ノ彫習

一、教室設備九月初旬全部完備

内容

エツチング部

1 グランド プレス 二臺

2 小 プレス 一臺

3 アツクワチント ポウダー ボツクス 一臺

4 板金裁斷機 一臺

5 製版印刷用具 一式

木版畫部

1 彫版臺 二五ヶ

2 摺り臺 二五ヶ

3 彫版用刃物 一式

4 摺刷用具 一式

一、第二學期ノ修リ文庫樓上ニ於テ生徒作品校内展覽會ヲ開ク

陳列内容

エツチング 二十五點

木版畫 二十五點

參考品トシテ伴セテ田邊至教授所藏ノ内外古銅版畫、石版

畫、及ビ平塚囑託所藏日本古代版畫ヲ數多陳列セリ

一、第三學期ノ木版部ニ於テハ、専門ノ彫師、摺師ヲ招キ古典的技

術ノ實演ヲ見學セシム。

臨時版畫教室規程

第一條 本校ニ臨時版畫教室ヲ置ク

第二條 臨時版畫教室ヲエツチング部木版畫部ニ分ツ

第三條 本校生徒ニシテ版畫ヲ實習セントスル者ハ本規程ニ依リ兼修スルコトヲ得

第四條 版畫ヲ兼修シ得ル者ハ日本畫科、油畫科、工藝科圖案部及ビ圖畫師範科第三學年以上ノ生徒ニシテ前學年ニ於ケル實技評點八十點以上ノモノニ限ル 前項以外ノ科部ニ屬スル生徒ニシテ兼修ヲ願ヒ出ヅル者ニ就テハ詮考ノ上特ニ許可スル事アルベシ

第五條 版畫ヲ兼修セント欲スル者ハ學年ノ初メニ於テエツチング部又ハ木版畫部ノ一ヲ選ヒ兼修願書ヲ差出スヘシ

但シ缺員ヲ生シタル場合ニ於テハ學年ノ中途ニ於テモ願出ツルコトヲ得

第六條 版畫教室ノ定員ハエツチング部十五人以内木版畫部二十人以内トス 但シ時宜ニ依リ其ノ員數ヲ増減スルコトアルベシ

兼修期間ハ各一箇年トス
教授細目及教授時數ハ別ニ之ヲ定ム

第七條 兼修ニ要スル實習費ハ生徒各自ノ負擔トス

第八條 兼修ニ就キテハ本校ノ試験規定ヲ適用セスト雖兼修ヲ修了シタル者ニハ考査ノ上兼修證書ヲ授與スルコトアルヘシ
第九條 版畫兼習者ニ就テハ特ニ規定スルモノノ外本校生徒ニ關スル規程ヲ準用ス

禮狀案〔昭和十三年二月二十二日發送〕

年 月 日 學校長

雨潤會代表伯爵陸奧廣吉宛

拜啓 本校版畫研究費ニ就テハ格別ノ御賢慮ヲ煩ハシ恐縮ニ存候
小職ニ於テモ經費關係等ニテ一時的ナリトモ本授業ノ閉鎖ハ貴會ノ御高志ニモ背戾シ甚ダ遺憾ニ存スル次第故當十三年度豫算ニ計上セ
ル本經費ノ通過ニ萬全ヲ期シタル所ナルモ政府ノ方針ニハ抗スベク
モナク遂ニ厚顔ニモ重ネテ御高慮ヲ煩ハスコト、相成リタル次第ニ
御座候 幸ニシテ御聽容被下昨二十一日日本十三年度ニ於ケル經常費
御交付御決定ノ御通知ニ接シ試ニ欣喜措ク所ヲ知ラザル有様ニ御座
候 之レ偏ニ閣下ノ深キ御同情ニ基クモノト只々感佩罷在候 就テ
ハ早速關係教官ニモ其旨ヲ傳ヘヨリ以上ノ成果ヲ収メ以テ御高志ニ
酬ヒ度ト存シ候間何卒御鞭撻賜リ度願上候 何レ其内拜趨御禮申上
クベクトハ存シ居リ候へ共不取敢以書中御挨拶申述度如斯御座候
敬具

昭和十四年度版畫研究費交付ノ件禮狀案

〔昭和十四年三月十八日發送〕

年 月 日 學校長

雨潤會代表伯爵陸奧廣吉宛

拜啓 春暖ノ候益々御健勝ニ涉ラセラレ大慶ノ至リニ奉存候 陳者
本校版畫研究費ニ就テハ年々格別ノ御賢慮ヲ煩ハシ恐縮ニ存候 小
職ニ於テモ經費關係等ニテ一時的ニモセヨ本授業ノ閉鎖ハ貴會ノ御
高志ニモ背戾シ甚ダ遺憾ニ存スル次第故本校昭和十四年度概算要求

書作製ニ当リテモ文部省ノ承認ヲ得所要經費ノ計上ヲナシ極力之ガ實現ヲ期待シタルモ政府ノ方針トシテ時局柄新規事業ハ一切認容セラレザル所トナリタル結果遂ニ削除セラレ昭和十年以來繼續シ来リタル版畫教室モ愈々閉鎖スルノ止ムナキ事情ニ立至リタルヲ以テ爰ニ重ネテ御懇請申上グルコト、相成リタル次第ニ御座候 然ル處右事情御賢察被下特別ノ御計ヒヲ以テ本十四年度經常費御交付ノ恩典ニ浴シ誠ニ欣喜措ク所ヲ知ラザル有様ニ御座候 之レ偏ニ閣下ノ深厚ナル御同情ニ基クモノト只々感佩罷在候 就テハ關係教官ニモ其旨ヲ傳ヘヨリ以上ノ成果ヲ収メ以テ御高志ニ酬ヒ度ト存シ候間何卒御鞭撻賜リ度願上候 其内拜趨御禮申上度存シ候ヘ共不取敢以書中御挨拶申述度如斯御座候 敬具

昭和十五年度臨時版畫教室概況報告ノ件

〔昭和十六年六月十三日發送〕

案

年月日

學校長

伯爵陸奥廣吉宛

木村鑛吉宛

拝啓 益々御清祥ノ段慶賀ノ至ニ奉存候 陳者豫テ御援助ニ依リ開設中ノ臨時版畫教室昭和十五年度収支決算ニ就テハ先般御報告申上候處 同年度ニ於ケル概況左ノ通ニ有之候

一、授業開始

學校修學旅行実視ノ關係上五月十五日ヨリ授業ヲ開始ス

一、兼修志望者氏名〔省略〕

一、同年度ニ於ケル実習要項

エッチング部

エッチングドライポイント。ソフトグラウンドエッチング。アックワチント。色版

木版畫部

彫版 墨刷 色刷

六月二十五日版畫蒐集家西田武雄氏所藏品ノ參觀ヲナス

六月十日及十一日ノ両日木版畫部ニ於テハ渡辺版畫部ヨリ専門技術者斧由太郎氏ヲ招キ彫リ摺リノ実地ヲ見學セシム 又雲母摺ノ如キ特殊技術ノ研究ヲナセリ

印刷材料特ニ凹版用良質油及インクノ製作ヲ共同ニテ研究シ略完成ヲ見タリ

本年度ヨリ銅板亜鉛板ノ個人購入困難トナリタルヲ以テ実習用ト

シテ所定ノ大サノ板ヲ兼修者ニ限り支給スルコト、セリ

右御報告申上度如斯ニ御座候

敬具

昭和十六年度臨時版畫教室概況報告ノ件

〔昭和十七年六月十二日發送〕

案

年月日

學校長

伯爵陸奥廣吉宛

木村鑛吉宛

拝啓 益々御清祥ノ段慶賀ノ至ニ奉存候 陳者豫テ御援助ニ依リ開設中ノ臨時版畫教室昭和十六年度収支決算ニ就テハ先般御報告申上

候処 同年度ニ於ケル概況左ノ通りニ有之候

昭和十六年度臨時版画教室實施報告

○木版画部

講義内容左ノ如シ

版画總説 創作版画ノ定義 日本版画史 西洋版画史

技法指導 板目版 木口木版の刻法 摺法 刃物用具の手入

本年度木版画部ノ受講者左ノ如シ

油画科 濱田邦男 飯塚成年 江幡潤 日下昌三郎 志村正雄

建築科 高杉敏 武田秀雄

図案部 馬瀧聖 勝田猶興 松井董博 山田金太郎

猶本年度ハ特ニ左ノ通り實施ス

1、摺ノ見學、實習

講師 斧由太郎(第二學期第五週)

2、刻の見學、實習(第二學期第七週)

講師 宮田六左衛門

文字ノ刻方、錦繪ノ摺方等

(右受講者ノ内馬瀧聖ノ木版ヲ利用セル卒業製作ハ優秀作品ト

シテ本校ノ買上グルトコロトナル)

○エッチング部

講義内容左ノ如シ

エッチング概説 エッチング略史

技法指導 エッチング法(エッチング、ソフトエッチング)

ドライポイント法 アックワチント法

本年度エッチング部受講者氏名左ノ如シ

油^画繪科 大倉裕美 高橋恭輔 野上好彦 寺島龍一 酒井光男

渡辺祐一郎 床司栄吉 駒井哲郎

(本年度受講者中駒井哲郎ハ文部省展覽會ニエッチング「河

岸」ヲ出品シテ入選ス)

昭和十七年度臨時版画教室概況報告ノ件

[昭和十八年七月二十四日發送]

案

年月日 學校長

伯爵陸奥陽之助

木村鑛吉 宛(各一通)

拜啓 益々御清穆之段慶賀ノ至ニ奉存候 陳者豫テ御援助ニ依リ開

設中ノ臨時版画教室昭和十七年度収支決算ニ就テハ先般御報告申上

候処、同年度ニ於ケル概況別記ノ通りニ有之候

渋谷区代々木初台町六〇六 木村鑛吉宛(二通) 送付

昭和十七年度臨時版画教室概況

一、昭和十七年四月三十日ヲ期限トシ、兼修者ヲ募集

一、同年五月十五日ヨリ授業開始、實習内容左ノ如シ

1、エッチング部 エッチング、ドライポイント、ソフトグラウ

ンドエッチング、色版

2、木版画部 彫版、墨刷、色版

本年ハ特ニ銅板、亜鉛板ノ使用制限アリ、古板ヲモ利用シテ繼續

ス。本版其ノ他材料ニハ支障ナシ
一、兼習者〔省略〕

昭和十八年度臨時版画教室概況報告ノ件

〔昭和十九年九月二十八日報告〕

案

年月日

學校長

伯爵陸奥陽之助

宛（各一通）

木村鑛吉

拜啓 益々御清穆之段奉賀状 陳者御援助ニ依リ開設中ノ臨時版画

教室昭和十八年度概況別記ノ通ニ有之候間此段御報告候也

（渋谷区代々木初台町六〇六木村鑛吉宛二通送付）

昭和十八年度臨時版画教室授業概況報告

従来本校各科ヨリ希望者ヲ四月中ニ募集シ一ケ年ノ豫定ニテ銅版画部、木版画部ノ兼修ヲ許可セルモ昨年ハ應募セル者モ入隊、應召等ニテ僅少ノ志望者ハ殆ンド全部兼修シ得ザル狀況ニ相成リタリ、尚材料ノ點ニ於テ主材料タル銅板及木材ノ獲得困難トナリ當分豫定通りノ授業繼續不能ノ狀態トナレルハ遺憾ナリトス。

師範科ニ於テハ豫テ版画ノ重要性ヲ認メ國家教育上ヨリ之ヲ普及セシムルノ可能ナルヲ認メ生徒ニ銅版木版ノ實習ヲ為サシムルタメ昨年一ケ年ハ之ヲ利用セシメタリ 主トシテ師範科一學年ニ木版画ヲ、同三學年ニハ銅版画ヲ課シ相當ノ効果ヲ収メ得タリト信ス 但シ右ニ要シタル資材ハ僅少ナルヲ以テ師範科所有ノモノヲ使用セシ

メタリ

當分右教室ヲ師範科教授用ニ使用セシメラレ度シ、指導ハ主トシテ教授松田義之コレニ當ル

昭和十九年九月

師範科
版画教室代理 松田 義之

なお、版画兼習生数は次のとおりであつた。

昭和	年	昭和	年
26	18	10	
20	17	11	
22	18	12	
16	12	13	
8	7	14	
1	9	15	
11	7	16	
15	11	17	
不明	以下	18	

（以上、「特殊文書綴掛務」「自昭和八年四月工芸科実技兼修ニ関スル書類・版画兼修、セメント美術兼修ニ関スル書類掛務」による。）

③ 依嘱製作に関する内規制定

昭和十年、左記の内規が制定された。

依嘱製作ニ關スル内規

一 本校ノ依嘱製作ハ製作物ノ種類ニヨリ校長ノ命ヲ以テ教官中ヨリ製作擔任者又ハ製作監督者ヲ定メ之ヲ實行ス
一 繪畫、彫刻（主ニ銅像原型）工藝品ノ圖案又ハ模型、小銅像小工藝品等ノ製作ヲ命セラレタル製作擔任者ハ其圖樣ニ就キ校長ノ承認ヲ受クルヲ要ス

一 前項ノ製作物完了シタル時ハ校長ノ檢閲ヲ經タル後製作料ヲ直